

令和 8 年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工電気設備整備工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工電気設備整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき、芦野頭首工電気設備（操作制御設備）の整備を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町繁田袋井 106-1 ほか

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 電気設備（操作制御設備）

ア 無停電電源装置撤去	1 台
イ 電源切替盤内配線替え	1 式
ウ 遠隔監視操作卓改造	1 式

4 工事数量

別紙ー1の「工事数量表」のほか、第8章設計、第9章構造及び製作に示すとおりである。

5 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3に示す設備の据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 図面に※印で示すもの以外は本工事の施工対象外とする。

第3章 施工条件

1 工程制限

本工事の据付工は、令和8年9月1日より施工可能である。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等40日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

3 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（3日間）。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前7時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-13に規定している現場技術員を配置する。氏名等

については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 既設設備との受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 本ゲート設備の電気設備は東北電力株式会社 200V（3 相 3 線、50Hz）及び 100V（単相 3 線、50Hz）で受電するものとする。
なお、東北電力株式会社との責任分界点は、引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

2 搬入路

現場への搬入路は、8t トラック及び 25t 吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

3 第三者に対する措置

(1) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 提出図書等

1 承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1-1-8 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から 30 日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から 20 日以内に文書で通知するものとする。

2 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名 平成 29 年度～令和 3 年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工ゲート設備建設工事 完成図書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第7章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

第8章 設計

1 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第 6 章第 1 項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条

- 件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
 - (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
 - (5) 設計、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

第9章 構造及び製作

1 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第12章「電気設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第12章「電気設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第12章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

第10章 運転操作・制御方式

1 運転管理

機側（開閉機室内）及び遠隔（管理棟内操作室）の運転管理の内容は別紙－2の「管理項目表」のとおりとする。

第11章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節～第13節及び第12章第7節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2 電気設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。
また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (3) 設備を撤去する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (4) 本ゲート設備の設計条件は、次のとおりである。

ア 洪水吐ゲート①

仕様項目	洪水吐ゲート①
形式	ゴム引布製起伏堰
連数	1連
堰底幅	45.460m
堰高	2.540m
側壁法面勾配	(左岸)1:0.5(右岸)1:0.5
基準設置標高	EL(－)1.240m
堰天端標高	EL(＋)1.300m
設計水位	上流側EL(＋)1.600m、下流側EL(±)0.000m
操作水位	上流側EL(＋)1.600m、下流側EL(±)0.000m
堆砂高	0.74m

仕様項目	洪水吐ゲート①
計画倒伏水位	EL(+)1.600m
水密方式	上流面3方水密
袋体固定方式	2列固定方式
操作位置	機側操作及び遠隔操作（手動・自動）
操作方式	倒伏装置:手動及び自動(電気式、機械式) 起立操作:手動
操作駆動方式	起立:モーター駆動(ブロワー) 倒伏:自然排気・強制排気(ブロワー)
膨張形式	空気膨張式
袋体倒伏方式	電気式及び機械式
起立・倒伏速度	30min程度(起立・倒伏)
積雪荷重	5.5kN/m ²
周囲条件	水質 河川水、気温-10～40℃
許容応力等	ゴム引布製起伏堰施設技術指針による。

イ 洪水吐ゲート②、土砂吐ゲート

仕様項目	洪水吐ゲート②	土砂吐ゲート
形式	ステンレス鋼製フラップ付シェル構造ローラゲート	ステンレス鋼製フラップ付シェル構造ローラゲート
純径間	27.600m	17.600m
扉高	2.540m	3.000m
ゲート敷高	EL(－)1.240m	EL(－)1.700m
門数	1門	1門
設計水位前面	EL(+)1.600m	EL(+)1.600m
設計水位後面	EL(±)0.000m	EL(±)0.000m
操作水位前面	EL(+)1.600m	EL(+)1.600m
操作水位後面	EL(±)0.000m	EL(±)0.000m
堆砂高	0.740m	1.200m
水密方式	前面3方ゴム水密	前面3方ゴム水密
開閉装置	ワイヤーロープウインチ式開閉装置	ワイヤーロープウインチ式開閉装置
駆動方式	電動機	電動機
開閉速度	下段 0.3m/min程度 上段 0.9m/min程度	下段 0.3m/min程度 上段 0.9m/min程度
揚程	下段 8.200m 上段起伏角度 45°～-5°	下段 8.700m 上段起伏角度 45°～-5°
操作方式	機側操作及び遠隔操作（手動・自動）	機側操作及び遠隔操作（手動・自動）
積雪荷重	5.5kN/m ²	5.5kN/m ²
周囲条件	水質 河川水、気温-10～40℃	水質 河川水、気温-10～40℃
許容応力等	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)による。	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)による。

- (5) 既設の無停電電源装置(UPS, 定格容量 10kVA)を撤去し、商用バイパス運転とする電源切替盤内配線替えを行うものとする。
- (6) 遠隔監視操作卓に洪水吐ゲート①のゴム袋体の圧力数値を記録できるよう改造するものとし、帳票画面追加(サンプリング周期 10 分)及び CSV データ出力(SD カード保存)の機能を追加するものとする。
また、遠隔監視操作卓の「UPS 異常」表示灯を予備に変更するものとする。
- (7) 機側操作盤の小扉を開けて閉めた時に手動から元の自動に戻る仕様に遠隔監視操作卓

の PLC ソフト改造を行うものとする。

- (8) スマートフォンで洪水吐ゲート②及び土砂吐ゲートの下段扉開度を見れるように光伝送装置盤の既存 PLC に D/A ユニットを追加し、既存のフィールドデータロガーに信号入力する改造及びこれに伴うソフト変更を行うものとする。

第 12 章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 13 章 条件変更の補足説明

工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 無停電電源装置の撤去、処分、更新等に係るもの
- (6) その他本仕様書に定めのないもの

第 14 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 15 章 その他

1 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-28 及び第 1 章 1-1-30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
 - ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

2 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

3 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減すること

を可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の力の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、

発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2) 及び (3) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 打合せ記録

工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土） 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、(1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議のうえ、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

6 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27 年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
補正値（％）＝ 真夏日率 × 1.2

8 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工事における余裕期間制度の試行について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-47.pdf>」）に示す別紙様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 94 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 12 月 18 日（工事完了期限日）まで

9 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

10 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

11 週休 2 日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5％（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

13 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費 ： 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について（URL：「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」）に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大 7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 16 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 標準外設備工				
(1) 標準外設備工				
標準外設備工 (機器単体費)		式	1.000	
アナログ出力ユニット (DAユニット)	DC4～20mA信号出力×4点	台	1.000	
SDカード	2GB	枚	1.000	
直接工事費 (共通仮設費対象)				
1. 標準外設備据付・調整工				
(1) 標準外設備据付・調整工				
標準外設備据付・調整工	電源切替盤内配線替え	式	1.000	
標準外設備据付・調整工	遠隔監視操作卓改造	式	1.000	
2. 撤去工				
(1) 撤去工				
設備撤去工	無停電電源装置 (10kVA) 1台	式	1.000	

別紙-2 管理項目表

【凡例】△：機側、◇：現場管理棟、○：現場管理棟+若宮機場

局名	施設区分 施設名	管理項目	設置			データ入出力受け渡し条件				伝送		現場（機側）			現場管理棟等																備考						
			台数	データ数	合計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 【設定範囲】	直送	搬送		表示		操作・制御		大型表示装置		操作卓				データ処理装置									情報提供					
											T	M	デジタル （数値）	アナログ （計器形）	ランプ （表示灯）	手動操作	手動設定 値制御	表示	表示	機側・制御	演算処理	集計処理	自動制御 処理	操作量 演算処理	警報処理		記録処理			ガイダンス 処理		その他の 処理		X M L 配信	ブラウザ 配信	メール 配信	
																									デジタル （数値）	アナログ （計器形）	ランプ （表示灯）	手動操作	手動設定 値制御			演算処理	集計処理				自動制御 処理
東北農政局 芦野頭首工	放流設備	河川上流水位（主）	1	1	1	DC4～20mA （圧力式）	BCD 4桁	0.01m （1cm）	-1.24～8.76	◇								◇															◇	◇			
		河川上流水位（副）	1	1	1	DC4～20mA （電波式）	BCD 4桁	0.01m （1cm）	-1.24～8.76	◇									◇														◇	◇			
		河川上流水位上下限	1	2	2																◇	◇															
		頭首エグート内圧	1	1	1	DC4～20mA （圧力トランスミタ）	3桁	0.1kPa	-50.0～+50.0kPa	◇			△							◇																洪水吐①×1	
		頭首エグート開度	2	1	2	DC4～20mA	BCD 3桁	0.01m （1cm）	0.00～8.20（洪水吐②） 0.00～8.70（土砂吐）	◇			△																						◇	洪水吐②×1、土砂吐×	
		頭首エグート状態	5	4	20	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）				◇			△							◇																全開、全閉 、開中、閉中	
		頭首エグート故障	5	1	5	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）				◇			△																								
		頭首エグート遠隔制御-1	1	2	2	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）				◇				△																						洪水吐①（開-閉）	
		頭首エグート遠隔制御-2	2	3	6	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）				◇					△																					洪水吐②+土砂吐 （開-停-閉）	
	頭首エグート遠隔制御-3	2	1	2																															洪水吐②+土砂吐 （上下段扉の水位制御）		
	頭首エグート操作場所	3	2	6	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）				◇				△																						遠隔、機側		
	取水設備	左岸制水ゲート開度	1	1	1	DC4～20mA	BCD 3桁	0.01m （1cm）	0.00～1.60				△																							左岸取水樋門	
		左岸制水ゲート状態	1	4	4	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）								△																						全開、全閉 、開中、閉中	
		左岸制水ゲート故障	1	1	1	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）								△																							
		右岸制水ゲート開度	1	1	1	DC4～20mA	BCD 3桁	0.01m （1cm）	0.00～1.60					△																						右岸取水樋門	
		右岸制水ゲート状態	1	4	4	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）									△																					全開、全閉 、開中、閉中	
右岸制水ゲート故障		1	1	1	無電圧 連続a接点 （DC24V30mA）									△																							
管理施設																																					
	CCTVカメラ	1	1	1	画像データ				◇																									○			

令和8年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工電気設備整備工事
図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	管理棟電路布設図	1	
3	電源切替・配電盤 単線結線図	1	
4	遠隔監視操作卓 外形図・単線結線図	1	
5	遠隔監視操作卓 操作フロー図	1	
6	CCTVカメラ・河川水位監視装置 システム構成図	1	
計		6	